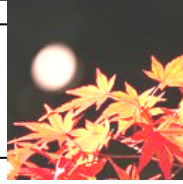


9

長月（ながつき）



夜がだんだん長くなっていくことから
夜長の意。

9月の事務チェックポイント

□ 今一度役員任期の確認を！

- 平成18年5月に施行された会社法では、株式会社の取締役と監査役の任期について、定款で定めを置く事により最長10年に延長する事ができるとされました。会社法施行から10年を経過した今年から、順次役員の変更時期を迎えます。ぜひ御社でも確認をお願いします。
- 全国労働衛生週間の準備月間にあたる。スローガンづくりなどを通じて、注意の喚起を図る。
- 秋の交通安全運動に合わせて、安全運転、車両の整備状況をチェックする。自転車通勤する従業員には改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月から危険行為を繰り返す運転者に講習の受講が命じられるため、危険運転の無いよう指導、注意の喚起を図る。
- 銀行の四半期ごとの資金計画に盛り込んでもらえるように、年末までの資金繰り計画を立て、不足分を割り出し、借入れを頼んでおく。
- 9月～10月にかけては、社員の異動シーズン。転勤により異動、結婚による家族の異動などについては健保・厚年の諸手続きなどの法定事務、住宅手当等の変更手続きなども必要。

9月の税務

| 提出期限 | チェック欄 | 内 容 |
|-------|---|--|
| 9月10日 | | 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 |
| 9月30日 | | 7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞ |
| | | 1月、4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞ |
| | | 法人・個人事業所の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞ |
| | | 1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分） |
| | | 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞ |
| | 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞ | |

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！ （公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

<9月セミナーのご案内>

普通救命救急講習会のご案内

- 日時 平成28年**9月16日（金）** 午後1時30分～4時30分 現地集合
- 会場 西置賜行政組合消防本部 ●講師 西置賜行政組合消防本部 救急隊員
- 内容 応急手当・心肺蘇生法の手順・AEDの使用 ●主催 長井法人会女性部会
- ★詳細については、法人会HPをご覧ください。 ★☎88-3960でも受付いたします。